二　次の①から④までに掲げる自動車（長さ６ｍ以下のものを除く。）並びに⑤及び⑥に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器（第４項第九号に規定するものを除く。） ①　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの ②　①の自動車の形状に類する自動車 ③　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のもの ④　③の自動車の形状に類する自動車 ⑤　貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔを超えるもの ⑥　⑤の自動車の形状に類する自動車	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方30°の平面及び下方５°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向５°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲

第百二十四条第二項中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に、「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改める。

第百二十七条第二項第二号中「車両総重量が８ｔ以上又は最大積載量が５ｔ以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下「大型貨物自動車等」という。）」を「大型貨物自動車等」に改め、同条第四項第四号中「、その照明部の中心において」を削り、「300㎜（光源が８Ｗ以上のものにあっては250㎜）」を「、その照明部の最内縁において240㎜」に、「150㎜」を「、その照明部の中心において150㎜」に、「又は尾灯」を削り、「場合」の下に「の前方に対して方向の指示を表示するためのもの」を加え、「、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあっては最外側の尾灯」を「方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁」に改め、同項第十五号中「同項第三号の表イ」を「同項第三号の表イ及びロ」に、「同表イ及びロ」を「同表イ及びハ」に、「方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方５°」とし、専ら乗用の用に供する自動車」を「専ら乗用の用に供する自動車」に、「又は後面」を「及び後面」に、「とし、方向指示器のＨ面の高さが地上750㎜未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする」を「とする」に、「すべて」を「全て」に改める。

第百二十九条第一項中「ロ、ハ及びニ」を「ハ及びニ」に改める。

第百二十九条の二第二項中「同規則第11改訂版補足第11改訂版」を「同規則第11改訂版補足第12改訂版」に、「同規則補足第15改訂版」を「同規則補足第16改訂版」に改める。

第百六十八条第二項第二号の表２中

横滑り防止装置のテルテール	 又はＥＳＣ （注14）	—	黄

を

横滑り防止装置のテルテール	 又はＥＳＣ、 ＶＳＦ若しくは ＥＶＳＣ （注14）	—	黄
横滑り防止装置（作動停止）の操作装置	 ＯＦＦ 又はＥＳＣ　ＯＦＦ、 ＶＳＦ　ＯＦＦ 若しくは ＥＶＳＣ　ＯＦＦ （注14及び注18）	要	—
横滑り防止装置（作動停止）のテルテール		—	黄

に

改め、同表に次の注を加える。

注18　「ＯＦＦ」の文字は、記号上又はその付近に配置することができる。